

「A-FIVE の検証に係る検討会」開催要領

令和 2 年 1 月 3 1 日

1 趣旨

農林漁業者等による 6 次産業化への支援を目的として設立された、株式会社農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）は、平成 30 年度決算で 92 億円の累積損失を計上し、その解消が困難と判断せざるを得ないため、令和 3 年度以降の新たな出融資決定は行わないこととしたところであり、こうした事態に至った原因について、A-FIVE の出資手法が適正であったか、出資を必要とする農林漁業者等のニーズに応えるものであったかなどの観点から検証を行う必要がある。

このため、A-FIVE の反省と検証を行うことを目的として、「A-FIVE の検証に係る検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

2 構成

- (1) 検討会は別紙に掲げる委員により構成する。
- (2) 食料産業局長は、必要に応じて委員を追加できるほか、委員以外の者を検討会に出席させ、意見の表明や説明を求めることができる。
- (3) 委員の任期は令和 3 年 3 月 31 日までとする。

3 検証項目

- (1) 投資分野、投資手法、出資手続、A-FIVE の組織体制等の適切性
- (2) これまで決定した出資内容の適切性

4 運営

- (1) 検討会に関する事務は、食料産業局産業連携課が行う。
- (2) 検討会の議事は、個別の投資先に係る情報の保護や委員の自由闊達な発言等を確保する観点から非公開とする。なお、検討会の終了後に概要及び資料（秘匿性のあるものを除く。）を公表することができることとする。

5 その他

この要領に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は食料産業局長が定める。